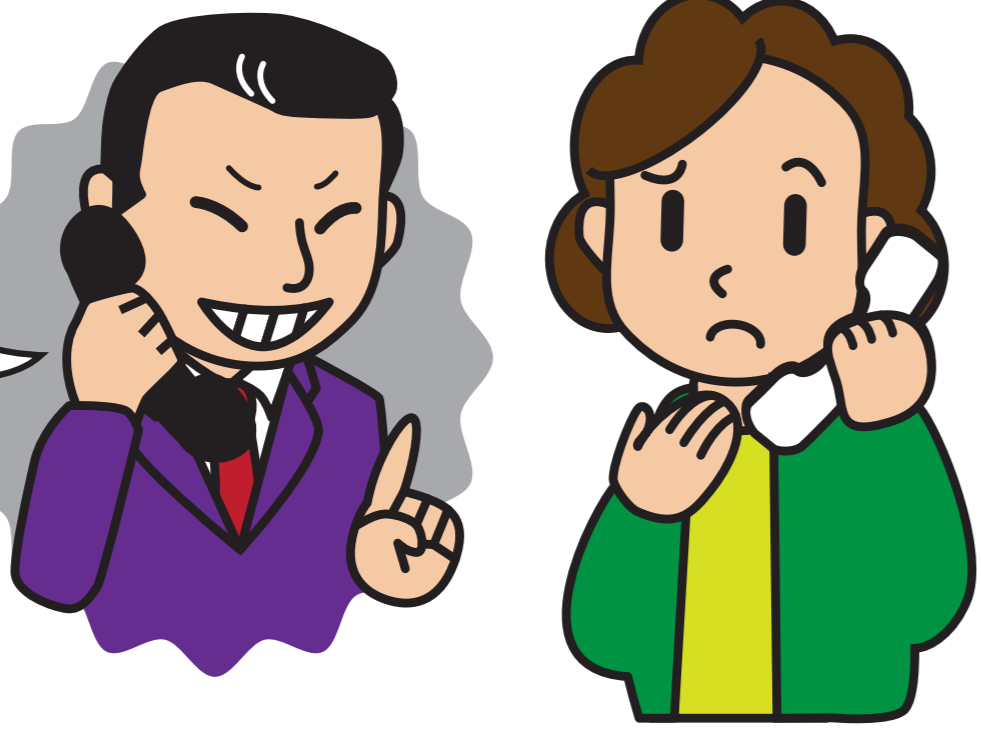


強引な勧誘の

投資用マンションの相談が急増!

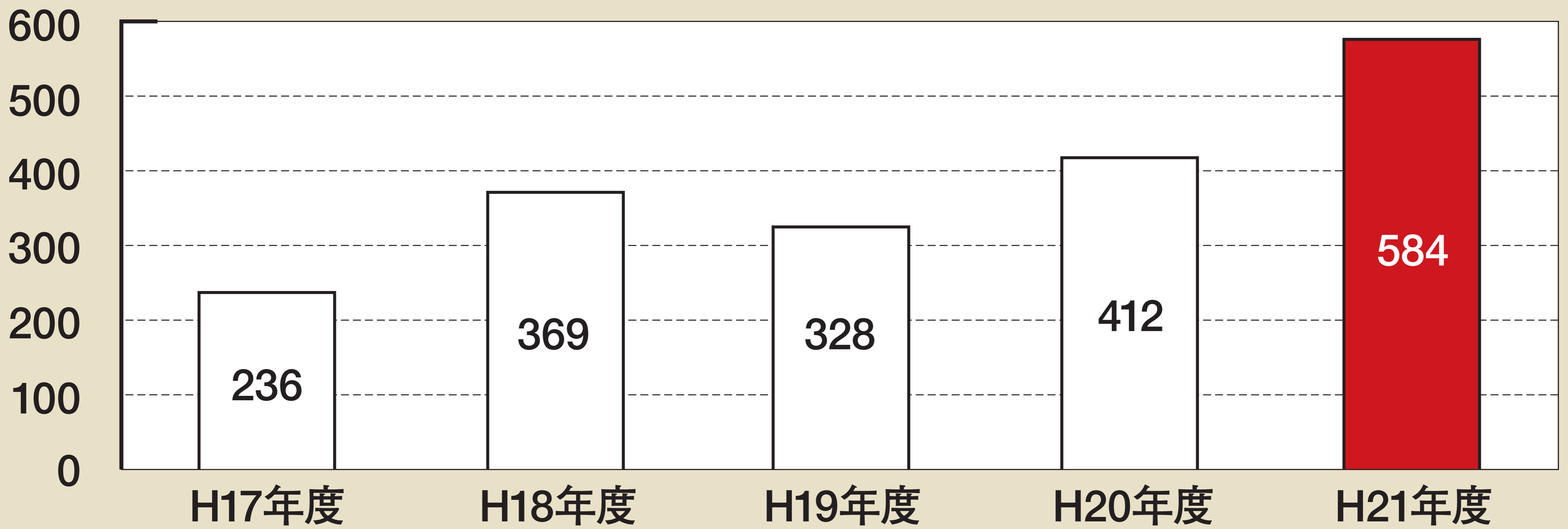


年金代わりに
なりますよ



不況で収入減になったとか退職後の年金不安などから、副収入を求める消費者が増える中で、安定収入をうたい強引に投資用マンションの契約をさせられる相談が増加中。

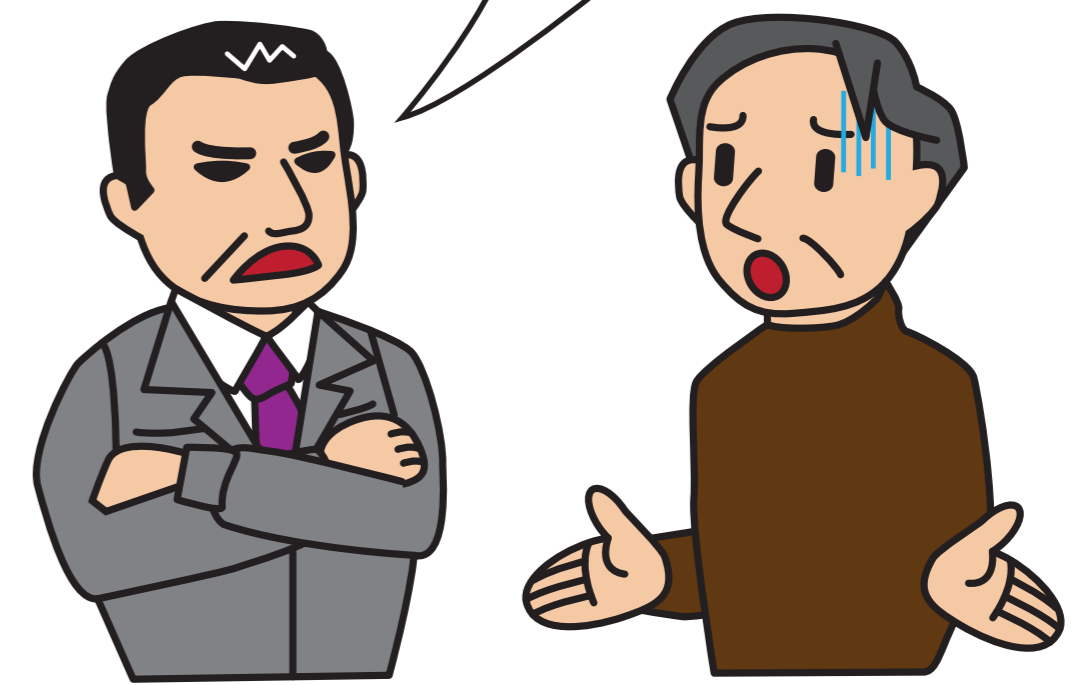
都内の消費生活センターに寄せられた投資用マンションに関する相談件数



相談事例

- 執拗な勧誘を断ったら脅かされた。
- 朝方まで強引な勧誘を受けて断ることができず契約した。
- 断ると次に会う約束をさせられ契約せざるを得なくなった。
- 説明されたような利益は得られず、住宅ローンの支払ができない。

長時間社員を拘束
させてどうしてくれる



消費者へのアドバイス

- 契約するつもりがない場合は、電話勧誘を受けた段階できっぱり断る。断っても再勧誘する行為は法律違反になることを告げて二度とかけてこないよう伝える。
- 断るつもりで相手に会うと相手のペースに乗せられてしまう。契約する気がない場合は、絶対会わない。
- 「自己負担はない」「老後の年金の代わりになる」などの甘いセールストークを鵜呑みにして契約をしない。

営業所以外の場所で売主（宅地建物取引業者）と契約した場合は、クーリング・オフすることができます。解約する場合は、書面を受け取って8日以内に契約解除の通知をしましょう。

投資用マンションを契約する場合は、まず、家賃収入の見込みと住宅ローンの返済、マンションの維持費・管理費、将来の修繕費などの費用負担を自分でシュミレーションすることが大切です。

ご相談は、区市町村の消費生活センター又は東京都消費生活総合センターへ

東京都消費生活総合センター 相談専用電話 **03-3235-1155**

東京都消費生活総合センター